

第5次兵庫県工賃向上計画

〈令和6年度～令和8年度〉

令和7年3月改定

兵 庫 県

目 次

I 計画の基本的な考え方について

- 計画の概要 _____ P 1
 - 1 計画策定の趣旨
 - 2 位置づけ
 - 3 計画期間
 - 4 計画の対象事業所

II 現状について

- 1 第4次兵庫県工賃向上計画(令和3～令和5年度)
に基づく取組 _____ P 2
- 2 事業所及び工賃の推移と分析 _____ P 4

III 工賃向上計画による今後の課題と取組について

- 1 目標工賃 _____ P 6
 - (1) 兵庫県目標工賃
 - (2) 各事業所の平均工賃実績の算定
 - (3) 事業所工賃向上計画の策定
 - 「事業所工賃向上計画」の策定
- 2 今後の工賃向上方策 _____ P 7
 - (1) 対象事業所への支援
 - (2) 企業・行政機関等と連携した取り組み
- 3 目標の達成状況の把握、公表及び対応 _____ P 8

I 計画の基本的な考え方について

○ 計画の概要

1 計画策定の趣旨

この計画は、就労継続支援B型事業所（以下「事業所」という。）で就労する障害者が、働くことの喜びを感じながら地域で自立した生活を実現できるよう、過去の実績等も踏まえ、兵庫県が取り組む工賃向上のための基本的な考え方を明らかにするとともに、計画の対象となる事業所等に対し、工賃向上のための具体的な支援策を示すことを目的に策定する。

2 位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく「都道府県障害者基本計画」として策定している「ひょうご障害者福祉計画」及び障害者総合支援法に基づく「都道府県障害福祉計画」として策定する「第7期兵庫県障害福祉実施計画」に掲げる福祉的就労に関する目標達成に資するための行動計画として位置付ける。

3 計画期間 令和6年度から令和8年度までの3年間

なお令和6年度の報酬改定に伴い、令和7年3月に目標工賃月額を改定。

4 計画の対象事業所 就労継続支援B型事業所

兵庫県工賃向上計画の対象事業所は、原則として就労継続支援B型事業所ですが、次のアからウの事業所が工賃向上計画を作成して県に報告し、工賃等の向上に意欲的に取り組む場合については、就労継続支援B型事業所に準じて当該計画に基づく支援の対象事業所とする。また、ウの事業所については、就労継続支援B型事業所への移行支援も併せて行う。

ア 就労継続支援A型事業所

イ 生活介護事業所

ウ 地域活動支援センター

（以下、対象事業所を「事業所等」という。）

※ 就労継続支援B型は、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定より、基本報酬等が見直され、①「平均工賃月額」に応じた報酬体系と②「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系（以下「参加型事業所」という。）の2体系が創設された。

「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（以下「国指針」）において、計画対象事業所が就労継続支援B型となっていることから、兵庫県においても参加型事業所を含めたすべての事業所を本計画の対象とする。

Ⅱ 現状と今後の課題について

1 第4次兵庫県工賃向上計画(令和3年度～5年度)に基づく取組

第4次兵庫県工賃向上計画に基づく取組概要は、次のとおりである。

(1) 障害者しごと支援・工賃向上事業

特定非営利活動法人兵庫セルプセンター※(以下「兵庫セルプセンター」という。)、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団と連携し、事業所等での授産製品の開発・品質向上、販路開拓等を促進した。

事業名	事業内容
しごと開拓員の設置	・授産製品の販路拡大等を図るため、しごと開拓員を配置(2名)。
技術向上指導員設置事業	・事業所職員の意識改革や作業のスキルアップにつながる研修等を実施し、事業所の計画推進を支援するため、指導員を配置(2名 ※R5年度1名)。
高品質商品開発設備補助事業	・商品開発・改良に必要な設備整備費の補助 《令和3から5年度補助実績》 32件
インターネットを活用した授産商品の販売拡大事業	・インターネットを活用した授産製品の販路拡大を図るため、販売サイト運営員を配置(1名)。 ・インターネット販売の配送料無料化。 《令和4年度末実績》 売上高11,180千円

(2) 障害福祉サービス事業所に対する物品調達等の優先発注

事業所等の仕事の受注を確保するため、県及び市町(外郭団体を含む。)からの優先発注を推進した。

《令和4年度実績》

区分	件数	金額
県	686	49,085 千円
市町	2,137	1,178,847 千円

(3) 県本庁舎を活用した取組

本庁舎第2号館ロビーを活用し、障害者の自立支援・社会参加を促進する事業を展開する拠点として、社会福祉法人 円勝会に委託し、障害者の職業体験の場として喫茶・軽食の提供、障害福祉事業所商品のアンテナショップ的機能を持つ商品展示・販売コーナー「ドリームカフェ」を運営するとともに、県庁1号館中庭で+NUKUMORI マルシェを開催した。

区 分	事 業 内 容
喫茶軽食	・パン、パスタ、クッキー、コーヒー、ジュースなどの提供
日替わり弁当	・担当事業所制による日替わりメニューによる注文販売
製品販売	・県内の障害福祉事業所商品の展示・販売 ・スイーツ甲子園、グルメ甲子園で入賞した商品の販売 ・シフォンケーキ、マドレーヌなどの置き菓子販売

(4) 障害者施設の授産商品認知度向上となる販売促進

原材料費の増加による工賃への影響を軽減し、授産商品の販売力を強化するため、集客力が見込めるイベントや商業施設等において、複数の障害福祉サービス事業所が授産商品を販売するイベントを開催するとともに、インターネットショップ「+NUKUMORI」の配送料を購入金額を問わず無料化。

また被災地県の障害福祉サービス事業所で製作した商品を、各県で相互に販売する「ユニバーサルな商品相互販売」として展開し、福島県と兵庫県で相互に販売する取り組みを実施した。

(5) 農福連携を推進する事業所等への支援

事業所等が、地域の農業者等と連携し、障害者の農業分野での生産活動を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参加を実現する取組を支援。

- ・事業所等に農業の専門家を派遣
- ・事業所等職員及び農業者向け研修会の開催
- ・事業所等の農業用機械器具や施設の整備費用を支援
- ・事業所等と農業者の間で、農作業の受委託を推進

(6) 事業所等における工賃状況の把握

毎年工賃の実態調査を行い、工賃状況を把握した。

※兵庫セルフセンターとは

県の障害者就労支援施策と連携して事業所等を支援する役割を担う団体として県の要請を受けて設立（平成16年1月）された。兵庫セルフセンターは、身体・知的・精神の3障害にわたって、全県の事業所を利用する障害者を支援する県内唯一の法人です。県内事業所等で行われている就労支援事業等の支援を行っている。

2 事業所及び工賃の推移と分析

第4次兵庫県工賃向上計画〈令和3年度～令和5年度〉の中間年度の《令和4年度》の提出事業所の状況は、下表1のとおり事業所数が646箇所（対令和元年比10.6%増）であった。

事業所数は増加し、障害者の福祉的就労の場は広がっている。

一方、平均工賃月額は、14,914円（対令和元年比3.0%増）と伸びてはいるものの、依然として全国平均と比べ低水準（全国順位45位）であった。[令和4年度の全国平均17,031円（対令和元年比4.0%増）]。

〈表1〉事業所数、平均工賃月額

種 別	平成23年度		平成28年度		令和元年度		令和4年度	
	事業所数	平均工賃	事業所数	平均工賃	事業所数	平均工賃	事業所数	平均工賃
兵庫県計	327	11,868円	478	14,007円	584	14,478円	646	14,914円
全国平均	13,586円		15,300円		16,369円		17,031円	

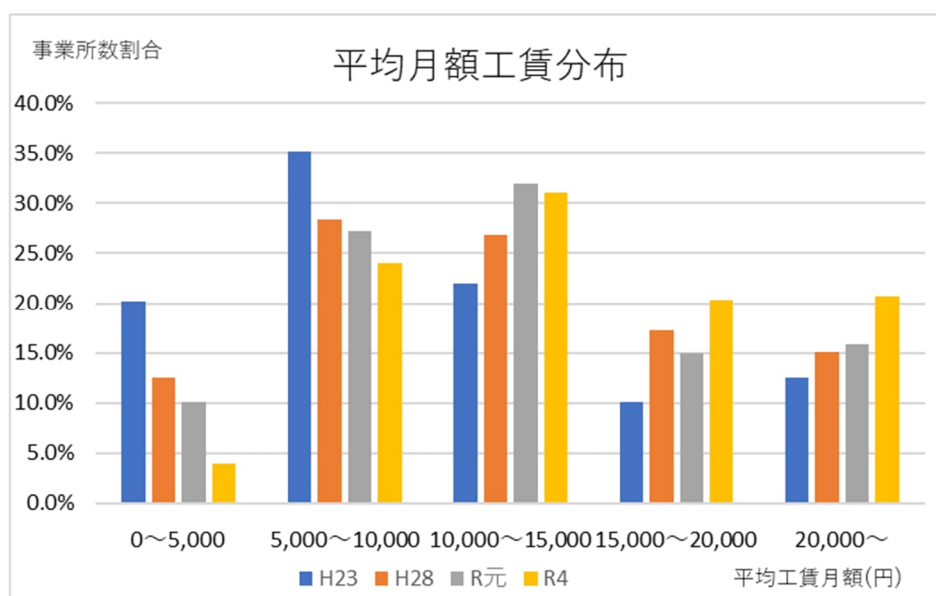
※H23は第1次工賃向上計画の前年度

〈参考〉工賃支払総額、平均工賃月額及び事業所数の推移

年 度	工賃支払総額	平均工賃月額	事業所数
平成23年度	934,325,656円	11,868	327
24年度	1,054,315,567円	12,754	370
25年度	1,189,777,776円	13,020	408
26年度	1,334,707,087円	13,608	413
27年度	1,359,977,602円	13,735	454
28年度	1,603,359,752円	14,007	478
29年度	1,688,748,158円	14,041	516
30年度	1,808,575,392円	14,420	542
令和元年度	1,742,986,811円	14,632	538
2年度	2,045,413,835円	13,677	653
3年度	2,248,897,146円	14,354	651
4年度	2,418,198,964円	14,914	646

＜表2＞平均工賃月額分布の推移

平均工賃（月額）	平成23年度	平成28年度	令和元年度	令和4年度	割合差		
	事業所数(割合)	事業所数(割合)	事業所数(割合)	事業所数(割合)	H28-H23	R元-H28	R4-R元
5千円未満	66(20.2%)	60(12.5%)	59(10.1%)	25(3.9%)	-7.70%	-2.40%	-5.10%
5千円以上10千円未満	115(35.2%)	136(28.4%)	159(27.2%)	155(24.0%)	-6.80%	-1.20%	-3.20%
10千円以上15千円未満	72(22.0%)	128(26.8%)	187(32.0%)	201(31.1%)	4.80%	5.20%	-0.90%
15千円以上20千円未満	33(10.1%)	82(17.2%)	87(14.9%)	131(20.3%)	7.10%	-2.30%	5.40%
20千円以上	41(12.5%)	72(15.1%)	92(15.8%)	134(20.7%)	2.60%	0.70%	4.90%
計	327	478	584	646	—		



平均工賃月額の分布では、表2のとおり、平均工賃月額10千円未満の事業所割合が27.9%と令和元年度から9.4%減少し、平均工賃月額15千円以上の事業所割合が41%と令和元年度から10.3%増加したこと等により、全体として、工賃水準がわずかに増加した。

3 事業所の課題・取組

障害者である利用者の特性に配慮し、事業所内の全ての人々が、意欲的に行動し、社会参加していることを実感できるようにするためには、福祉的な視点を保持しつつも、原価意識・経営的視点を持って事業に取り組むように変化していく意識改革が必要である。

そのため、事業所が工賃向上計画を策定する際に、次の事項に留意していく必要がある。

- ア 利用者の特性を踏まえた適切な事業実施
- イ 品質向上(性能向上・生産性向上)意識の事業所内全員の共有
- ウ 広報・宣伝に対する意識向上（マスコミへの情報発信等）
- エ 兵庫セルフセンター等、中間支援施設との連携や県・市町等とのメール受信等による情報共有
- オ 企業等との関係強化、受注・納期に対する認識の向上

Ⅲ 工賃向上計画による今後の取組等について

1 目標工賃

(1) 兵庫県目標工賃

兵庫県工賃向上計画期間中の目標工賃月額を、次表のとおり設定する。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標工賃	20,000円 (R5実績19,140円)	22,000円	25,000円

令和6～8年度の目標工賃月額については、令和4年度実績を基に設定したが、報酬改正により平均工賃月額の積算方法が変更されたことに伴い、令和4年度実績が令和8年度の兵庫県目標工賃額19,000円と近似値であった都道府県を参考に25,000円とする。※ 第7期兵庫県障害福祉実施計画目標値

【目標工賃の設定について】

参考としたX県（19,000円近似値の都道府県）

R4 19,181円 → R5 25,847円 ≒ 25,000円
(R8目標値)

(2) 各事業所の平均工賃実績の算定

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、前年度の平均工賃月額の算定方法について、以下のとおり見直された。

〔平均工賃月額の算定方法〕

ア 前年度における工賃支払総額を算出

イ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出

前年度の延べ利用者数 ÷ 前年度の年間開所日数

ウ 前年度における工賃支払総額(ア) ÷ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数(イ) ÷ 12月により、1人当たり平均工賃月額を算出

(3) 事業所工賃向上計画の策定

上記(2)に加え、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、工賃の更なる向上のため、平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引き上げ、低い区分の基本報酬の単価を引下げる等の報酬体系の見直しや、目標工賃を達成した場合の評価（目標工賃達成加算）の新設等が実施された。

工賃向上にあたっては、計画に基づいた継続的な取組が重要であることから、以下を踏まえた県内事業所の「事業所工賃向上計画」の策定・提出を促す。

- 「事業所工賃向上計画」の策定内容
 - 1 計画の基本的事項
 - (1) 計画の対象期間 令和6年度から令和8年度まで
 - (2) 計画に盛り込む事項
 - ・令和8年度までの各年度の目標工賃
 - ・具体的な取組の内容
 - ・就労支援事業の現状と評価
 - ・改善計画（改善テーマ・目標・目標達成の方策）
 - 2 工賃向上・経営改善のポイント
 - (1) 事業課題の解決：数値目標が行動を変えるので、数字で目標を共有し、振り返りを行うことが、改善行動促進の力になる
 - (2) 組織課題の解決：組織を変えるには、「仕組み」や「行動ルール」を変えるアプローチが重要
 - (3) リーダーシップ：成果を上げているリーダーに共通していることは、
 - ①自分の言葉で意義や目的を伝える、②目標を示す、
 - ③協力して取り組めば実現できる計画を作る

2 今後の工賃向上推進方策

県は、個々の事業所が「事業所工賃向上計画」で定める工賃目標が達成されるよう、企業や関係機関と連携を強化し、事業所等の実情に応じたきめ細かな取組を推進する。

(1) 対象事業所への支援

工賃を持続的・継続的に向上させるためには、各事業所の主体的な取組が重要であることから、事業所等の経営や生産内容を意識した支援策に取り組む。

○ 経営意識の向上

ア 事業所等の運営における企業的経営手法の導入促進

- a 工賃向上アドバイザー派遣による商品開発、市場開拓、経営効率化等、技術指導、売上拡大支援
- b サービス管理責任者等を対象とした研修や工賃向上研修の充実・強化

○ 生産性及び品質の向上

- イ 高品質化等の促進のための設備導入・指導
- ウ 技術等のノウハウや商品開発にかかる知識等の共有（各種コンクール等技能発表会）

○ 販路の拡大

- エ 共同受注ネットワークの強化（圏域内交流推進、ネットワーク加入勧誘等）
- オ +NUKUMORI マルシェの開催による、販売促進等、地域との連携・活性化への支援
- カ +NUKUMORI サイトやSNS等の活用による事業所商品の広報・販売促進
- キ 被災県と連携した事業所商品の販売等、先進的な取組の展開

○ 農福連携の推進

- ク 農業に取り組む事業所への知識・技術向上支援のための研修及び専門家の派遣
- ケ 事業所と農業者とのマッチング窓口やネットワーク等、連携支援体制の強化
- コ 好事例の情報発信やコストを意識した専門家派遣やセミナーの開催

(2) 企業・行政機関等と連携した取り組み

工賃の向上を実現するためには、企業からの業務発注をはじめとする産業界等の協力が不可欠であることから、県や市町、関係機関と連携して取り組む。

○ 優先発注や企業と連携した販路の拡大

- サ 民間を含めた優先発注の推進
 - a 県の各部局や地方機関、市町への制度周知の強化
 - b 企業等への発注働きかけ
- シ 商業施設やスポーツイベント、市町等と連携した販売機会の創出

3 目標の達成状況の把握、公表及び対応

各年度の平均賃工賃月額を把握し、工賃向上計画を精査し、より効果的な生産活動に取り組む事が求められるため、達成状況を把握するとともに、目標工賃や取り組み等を見直し、各年度の状況を公表する。

- ア 令和8年度までの各年度において、各事業所等における目標工賃の平均工賃月額の実績を把握し、その結果について、県ホームページへの掲載等により公表する。
- イ 上記アにより工賃実績が目標に達成している場合は、兵庫県工賃向上計画の翌年度の目標を見直すこととし、各事業所においても同様とする。なお、事業所が翌年度の目標平均工賃月額を変更する場合は、必ず当該目標年度の4月末日までに県へ報告することを促す。
- ウ 上記アで把握した工賃実績が、目標工賃と著しく乖離している事業所等に対しては、適宜ヒアリング等によってその状況の確認を行い、関係機関と連携して対応することとする。